

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 9 日現在

機関番号：32612

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2014

課題番号：25870722

研究課題名(和文) 少子高齢化社会における財産承継・管理の意義 扶養及び世話との関係を中心として

研究課題名(英文) Significance of succession and administration of assets in the aging society with fewer children

研究代表者

西 希代子 (NISHI, Kiyoko)

慶應義塾大学・法務研究科・准教授

研究者番号：40407333

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、まず、従来、現行民法の精神と相容れないとして学説上否定的に捉えられてきた対価的相続論を見直しを行った。次に、信託、生命保険など、相続以外の制度を利用した財産承継・管理の現状を整理・分析し、これらの制度と民法理念との関係、とりわけ両立可能性について検討した。
これらをふまえて、ドイツ法、フランス法等を参考に、少子高齢化社会における財産承継・管理と扶養及び世話との合理的な接続の可能性を探った。

研究成果の概要(英文)： In this study, I reevaluated the "Taika teki sozoku-ron"(the theory that considers the inheritance to be value of the support and care) that had been criticized by Civil law scholars for the reason of being against an idea of the civil Code. After that, I analyzed the present condition of the succession using systems other than inheritance, such as trust and life insurance, and considered the relation with the philosophy of Civil Code.

Based on these, I suggested a possibility of connecting property succession and support in the aging society.

研究分野：民事法

キーワード：少子高齢化社会 相続 扶養 信託 財産承継 ドイツ法 フランス法

1. 研究開始当初の背景

(1) 高齢化社会を迎えた今日、長い老後が予想される被相続人にとって、相続は、子どもや配偶者によるそれまでの家業への貢献、扶養・介護・面倒見などに報いる最後で最強の手段であると同時に、相続人にとっても、相続はこれらの対価として認識されうる。従来、相続と扶養とを結びつけるこのような考え方は、「対価的相続論」と呼ばれ、否定的に捉えられてきた。しかし、一方で、親不孝の挙げ句、当然の権利として遺産の一部を要求する相続人がおり、他方で、家業を助け、老親と同居し、療養看護を一手に引き受けたにもかかわらず、その死後、「平等」を趣旨とする法定均分相続の名の下に、または、遺言による被相続人の意思実現の障害となる遺留分制度の存在により、親と暮らしていた家を手放さなければならない相続人がいるという事態が、人々にとって「平等」と感じられるだろうか。あるいは、共同相続人のなかに、何らかのハンディキャップを抱えている相続人がいる場合、その相続人に多くの財産を与えることを、人は「不平等」と感じるであろうか。

実際、上述のようなニーズをみたすため、その意思実現の障害となる法定均分相続や遺留分制度による制約を潜脱すべく、保険や信託を用いた財産承継の利用を考える人も少なくない。特に、信託法改正以後、後継ぎ遺贈型受益者連続信託など、民法上有効性に争いがある財産承継方法に注目が集まっているほか、後見制度支援信託、特定贈与信託等、残される障がい児や配偶者のために利用可能な信託商品も開発されている。のこされる者の扶養等、高齢化社会における信託の利用可能性に関するまとまった文献やシンポジウム等も少しずつ増えている。

相続と扶養との接続を拒否する民法学説の態度は、相続外の財産移転制度を用いた財産承継に人々の目を向けさせ、民法の空洞化を招くおそれがある。民法の空洞化を是認するのか、相続と相続外の財産移転制度とのいわば役割分担を進めるのか。あるいは、相続制度の変革を図るべきか。このような問題意識が、本研究の背景であった。

(2) 筆者は、かつて、相続制度の核ともいえる遺留分制度について、その廃止論を念頭におきつつ研究を行い、日本遺留分法は相続人間の平等を趣旨とするものでもなく、限られた近親の生活保障のために一定の価値を与える趣旨で設けられた限定的意義を有するにすぎない制度であることを明らかにした。その上で、趣旨から導かれる解釈の具体例として、遺留分の質的・量的限定、一定の場合に遺留分減殺請求権の行使を否定する解釈等を提示した。同時に、信託と相続法秩序との関係について、受益者連続型信託を中心に検討を進め、相続法秩序を潜脱する解釈及び幅広い利用可能性を示唆した。本研究には、これらを基礎とする次の段階の研究とし

ての意味もあった。

2. 研究の目的

(1) 本研究では、1. において述べたような問題意識を背景として、日本の現状、学説史に加えて、外国法からの示唆を参考にしながら、被相続人に対する扶養または被相続人がのこす者に対する扶養と相続との接続の可能性の検討を通して、安定、有意義かつ安心できる財産承継の方法を探ることを直接の目的とした。

(2) このような研究は、財産承継と扶養・世話との関係という、高齢化社会における紛争の最大の原因になりうるものでありながら、これまで十分に議論されず、曖昧にされてきた問題に取り組むものということができる。解釈論の提示も含まれることから、実務上も重要な意義を有する。つまり、本研究には、現代社会における緊急の課題への対応という目的もあった。

さらに、本研究は、財産承継と扶養・世話との関係を検討の端緒としながらも、民法上の制度と相続外財産移転制度一般との関係について検討する枠組みの構築を目指したものであった。これは、相続外の財産移転制度と民法理念との抵触のとらえ方に関わる問題であり、今後、他の類型も含めた射程の広い議論に発展することが予想される。

加えて、本研究では、二次的な目的として、相続外財産移転制度を用いた財産承継の利用実態及び将来の可能性を検討することを通して、相続制度独自の意義を再検討する手がかりを得ることも目指した。

(3) 具体的には、次の4点を主な目的とした。

対価的相続論の再検討 相続と扶養・世話をめぐる裁判例・学説等の分析

まず、学説における対価的相続論の根拠及び批判を中心として、未だ十分に整理されていない対価的相続論の全体像を明らかにする。その上で、特に、対価的相続論に対する批判が現代の高齢化社会においても意味を有するものであるか検証する。

相続外財産移転制度を用いた財産承継・管理の実態の把握

保険、信託等を用いた財産承継・管理、さらに、そこでの扶養問題の扱いに関する実態調査は未だ存在せず、現実の利用方法に関する情報は不足している。そこで、信託、保険関係の資料等を手がかりとして、可能な限り実態を明らかにする。

外国法の参照、紹介

扶養・世話と財産承継との関係については、外国においても同様の問題が存在するが、フランス法については日本ではほとんど紹介されていないため、現在の議論状況及び判例を概観し、紹介する。英米独国における制度の他、参考になる法制度があれば、あわせて紹介する。

財産承継・管理制度と扶養・世話との接

続を肯定する解釈論の提示

寄与分制度、権利濫用法理による遺留分・相続分請求の排斥等をも念頭に置きつつ、財産承継・管理と扶養との実質的な接続を肯定する具体的な解釈ないし立法提案を提示する。

3. 研究の方法

本研究は、対価的相続論の再検討、相続外財産移転制度を利用した財産承継・管理の実態の把握、外国における類似の問題に対する対応方法の調査及び分析、財産承継・管理と扶養・世話を接続させる解釈の提示、これらを通して見えてくる相続制度の空洞化と、それをふまえた今後の相続及び扶養制度のあり方に関する考察、という順序で進めた。ほぼ全ての過程において中心となったのは、文献資料の精読及び分析である。

4. 研究成果

(1) 本研究では、次のような検討を行った。

最初に、最適な研究手法を確認するための予備的な作業として、近年の裁判例等に現れた相続及び扶養をめぐる紛争を分析し、現在の少子高齢化社会の法的な特徴を明らかにした。あわせて、社会現象としての少子高齢化社会の現状把握にも努めた。前者については、日本では、老親扶養、金銭換算が困難な面倒見等も含めて、その清算が相続まで持ち越され、相続の場面で一括解決を図ろうとする傾向が強いことが分かった。家庭裁判所の審判ではともかく、上級審で扶養に関する問題が争われることはあまり多くないのに対して、相続関係の事件は最上級審まで争われることが少なくないこともこの一つの表れであると考えられる。後者については、高齢者の居住形態等も含めてデータを収集した。これらの予備的作業により、相続をめぐる紛争に力点を置いて考察を進める方針を固めることができた。

次に、対価的相続論の根拠及び批判、その変遷、裁判例における現れ方などについて、検討した。特に、対価的相続論に対する批判については、イ工制度の復活につながる、あるいは、法理論上、扶養と相続とは本来異なる原理に基づくものであるという批判の他にも、介護・面倒見の社会化を阻害することになるという批判などがあるため、その背景も含めて慎重に分析を進めた。その結果、対価的相続論が台頭した1960年代以降の家族の在り方や社会情勢と現在のそれらは、大きく異なり、かつての対価的相続論に対する批判が、現在では必ずしも妥当しないことがわかった。

これらの研究成果をもとに、次の段階として、相続紛争の予防という観点からも注目を集めつつある信託に関して基礎的な知識を整理した。これは、相続に関する裁判例の分析に加えて、信託の利用方法を知ること、現在の相続制度とは異なる財産移転に関す

る具体的な需要の一端が見えてくると考えたためである。特に、信託法改正時の学説における議論、立法者の説明等を繙くことによって、遺留分制度等、民法上の制約を受けることなく財産移転に関する被相続人の意思の実現を図ることができる制度としての期待も信託法によせられていたことがわかった。これらの分析を通して、民法上の相続制度と相続に求める被相続人の希望との間にずれが存在すること、さらにその具体的事項などが明らかになった。

以上のような日本法の現状をふまえて、参考になる外国法の研究に着手した。まずは、外国における相続外財産移転制度について、基礎的な調査を行った。立法・実務の動きが激しい分野であるため、難航したが、相続法の概説書を確認した後、信託法などの相続外財産移転制度に関する文献を集めた上で、関連すると思われる部分について重点的に資料を収集するという方法をとった。インターネット等も利用して、最新の情報を集めた。扶養制度との関係や裁判例の検討については、十分に進めることができなかったが、おおよそのイメージをつかむことはできた。さらに、近年のフランス及びドイツにおける立法改正とその意義も検討対象に加えた。

これをもとに、それらの制度、解釈ないし思想が日本法になじみやすいものか、また、従来の争点の解釈との整合性はどうかという観点から研究を進めた。

最後に、以上の研究をふまえて、財産承継と扶養・世話との関連づけの可能性及びそれを考慮に入れる解釈について検討をはじめた。特に、寄与分の認定とその限度、寄与分と遺留分制度との関係・計算方法、被相続人の遺言による意思実現を妨げる遺留分減殺請求権行使の制限など、現在は問題となることが少ないものの、今後、裁判例が増加すると考えられる論点を中心に考えをまとめた。いまだ十分な比較法研究には至っていないが、外国法における解釈方法をそのまま参考にするのではなく、そのような解釈の背後にある相続制度ないし扶養制度のあり方及び意義に関する考え方に留意し、それらの思想が日本法になじみやすいものか、また、従来の争点の解釈との整合性はどうかという観点から考察を行った。現在、その研究成果のとりまとめを行っている。

(2) 本研究には、次のような学問的ないし社会的インパクトがあったと考える。

タブーの見直し

対価的相続論に対しては、家を継ぐ者が扶養の義務も負うことになり、イ工制度の復活につながるという批判が根強く、その理論的基盤の強化ないし精緻化、そして解釈論の展開は、これまで事実上タブー視されてきた。本研究は、それがなぜタブーとされてきたのかという点に関する考察も含めて、正面からこのタブーに挑むものであった。

新分野の開拓及び未知の問題の指摘

保険、信託等の相続外財産移転制度における扶養要素の取り込みは、理論的裏付けがないまま進み、商品として世に送り出されている。しかし、民法が予定する本来的な財産承継制度である相続や親族的扶養を民法外の仕組みで実現することの意味とその限界に関する検討は不可欠であろう。本研究を通して、必ずしも議論を喚起する段階には至らなかったが、その効力等をめぐって紛争が生じる前に、問題の存在とその概要を明らかにすることはできたことは、大きな研究成果であったと考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 5 件)

西 希代子、「相続させる」旨の遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合における当該遺言の効力、査読無、法学協会雑誌、131 巻 5 号、2014、pp.1070-1092

西 希代子、婚外子法定相続分違憲決定、法学教室、査読無、403 号、2014、pp.52-59

西 希代子、遺言自由の世界的趨勢
フランス法改正の意義と日本法への示唆、公証法学、査読無、44 号、2014、pp.1-29 頁

西 希代子、遺言代用信託の理論的検討
民法と信託法からのアプローチ、信託フォーラム、査読無、2 号、2014、pp.51-56

〔学会発表〕(計 1 件)

西 希代子、遺言自由の世界的趨勢 フランスを中心として、第 44 回公証法学会、2014 年 6 月 14 日、駒澤大学(東京都・世田谷区)

〔図書〕(計 6 件)

西 希代子、二宮周平 = 潮見佳男編、日本評論社、新・判例ハンドブック親族・相続、2014 年、211 (pp.192-197)

西 希代子、本山敦 = 奈良輝久編、経済法令研究会、相続判例の分析と展開、2014、129 (pp.104-107)

西 希代子、窪田充見 = 沖野眞巳 = 佐久間毅編、弘文堂、民法演習ノート、2013、492 (pp.83-105 頁、126-171)

西 希代子、松川正毅 = 本間靖規 = 西岡清一郎編、日本評論社、新基本法コンメンタール人事訴訟法・家事事件手続法、2013、650 (pp.352-364)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西 希代子 (NISHI, Kiyoko)
慶應義塾大学・法務研究科・准教授
研究者番号：40407333

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし